

ルールを守って電動キックボードに乗ろう

～安全・快適に利用するために～

利用ルール①

✓ **ナンバープレート、方向指示器、ミラーなどの保安部品**が必要



- ✓ 定格出力 0.60 キロワット以下の電動キックボードは原付自転車に該当します。
- ✓ 公道を走行する時は、原付自転車の車両ルールが適用されます。
- ✓ ブレーキなどの制動装置、前照灯、後写鏡等の構造や装置について、道路運送車両法の保安基準に適合しなければ走行することができません。
- ✓ 自賠償保険の契約や、各区市町村税条例で定める標識、いわゆるナンバープレートを取り付ける必要があります。

制動装置(2系統)、前照灯、後部反射器、警音器、後写鏡、番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、速度計

注…最高速度が時速 20 キロメートル未満の車両については、下線の装置は免除

利用ルール②

✓ **原付免許(原動機付自転車免許)**が必要

走行時のルール

○ **車道の左側を通行**

✗ **逆走は禁止**



✗ **歩道の走行は禁止**

歩道では車両を降りて、押して歩きましょう



どんな時に事故が起こるの？

✓ 交差点に注意！

自転車や歩行者との出会い頭の衝突事故が多い



自転車や歩行者との出会い頭の事故が発生しています。

交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくることを頭に入れて、必ず減速するようにしましょう。

✓ 路面の状況に注意！



電動キックボードはタイヤの大きさが小さいことから、走行する時は、段差やくぼみなど路面の状況に注意して走行しましょう。

動画も公開しています。是非ご視聴ください。

https://youtu.be/UtL248_UPqs



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry 製造産業局 生活製品課